

介護予防型訪問サービスのサービスコード表（現行相当みなし指定：平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所）

小野市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 38単位	38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで	266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で8回まで	270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ) 要支援2(週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で12回まで	285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算		

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用

週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は「1111(1,168単位)」を使用

週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は「1211(2,335単位)」を使用

週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は「1321(3,704単位)」を使用